

道路交通法の改正
令和5年7月1日

電動キックボードに、新車両区分

特定小型原動機付自転車

16歳以上の方は、運転免許がなくても運転可能
一定の基準を満たすと、特例で一部の歩道・路側帯
が通行可能

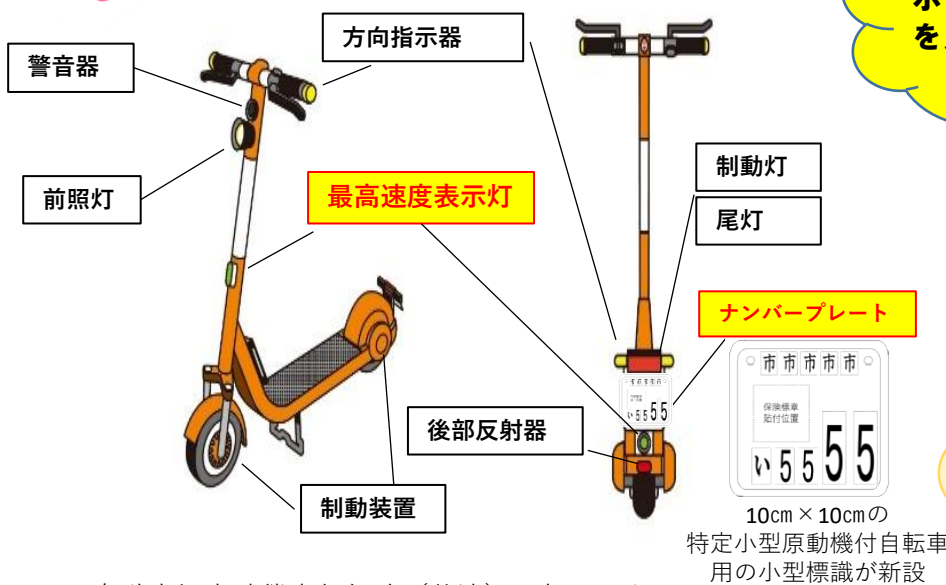
が仲間入り



16歳未満の方は運転禁止！
16歳未満の方への車両提供も禁止！
特定小型原動機付自転車に該当しない車両
は、車両区分に応じた運転免許が必要！

Check!

公道走行するために必要な装置



交通ルールは、愛知県警
ホームページや裏面
をご覧ください。



信号無視、一時不停止等の
違反を繰り返すと、特定小
型原動機付自転車運転者講
習の受講対象となります。

※ 自動車損害賠償責任保険（共済）の加入も必要



似たような電動キックボードでも、車両区分に応じて交通
ルールは異なります。
それぞれの交通ルールを理解して、安全利用をお願いします。